

令和6年 下呂市農業委員会第5回総会議事録

開催日時	令和6年5月7日	14:00～16:00
開催場所	下呂総合庁舎 大会議室	
出席委員	1 番 山下 康子                      2 番 上野 耕正                      3 番 大森 公治 (推) 4 番 嶋田 浩                          5 番 熊崎 みどり                      6 番 中島 義彦 8 番 中川 元宏 (推)                  9 番 中川 輝男 (推)                  10 番 田中 覚章 (推) 11 番 二村 昭司                      12 番 小林 寿                          13 番 川口 太三 (推) 14 番 鎌倉 誠也                      15 番 中島 尊治                      17 番 中島 次郎 (推) 18 番 二村 正明 (推)                  19 番 熊崎 徹 (推)                  21 番 金森 茂俊 22 番 中島 義雄                      23 番 中島 悠                          25 番 井戸 克彦 (推) 26 番 杉山 裕 (推)	
欠席委員	7 番 林 忠助                          16 番 福井 順也                      20 番 中桐 由起子 (推) 24 番 日下部 道男 (推)	
議事日程	第1 会長あいさつ 第2 議事録署名者 第3 議事 議事 19 号 農地法第3条の規定による許可申請について 議事 20 号 農地法第4条の規定による許可申請について 議事 21 号 農地法第5条の規定による許可申請について 議事 22 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について 議事 23 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計 議事 24 号 農業委員会事務の実施状況等の公表について 第4 その他	
事務局長	今年度より農林部長に青木秀史が着任いたしましたので、農林部長よりご挨拶申し上げます。	
農林部長	【部長あいさつ】	
事務局長	開催に先立ち、農業委員会法に基づき、全農業委員数14名、本日の出席数12名で定足数を満たしておりますので、本会議が成立することを申し添えます。 ただ今から第5回農業委員会を開催いたします。	
会 長	【会長あいさつ】	
会 長	それでは只今から審議に入らせていただきます。 審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名いたします。 12 番 小林 寿                      委員 14 番 鎌倉 誠也                      委員  お願いいたします。	

会 長	<p>議題第19号 農地法第3条の規定による許可申請について別紙のとおり承認申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。</p> <p>議案の2～5ページをお開きください。こちらの案件につきまして、事務局説明をお願いいたします。</p>
会 長	<p>農地法第3条申請6件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。今回の申請内容については、有償による所有権移転が6件提出されています。</p> <p>番号1については農振農用地です。譲渡人は遠方に居住しており管理ができないため譲渡するものであり、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。</p> <p>番号2については農振農用地です。譲渡人は保証債務の弁済充当するために譲渡するものであり、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。</p> <p>番号3については農振農用地ではありません。譲渡人は農地を相続したが、耕作ができないため譲渡するものであり、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。</p> <p>番号4については農振農用地ではありません。譲渡人は遠方に居住しており管理ができないため譲渡するものであり、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。</p> <p>番号5については農振農用地です。譲渡人は高齢により管理ができないため譲渡するものであり、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。</p> <p>番号6については農振農用地ではありません。譲渡人は遠方に居住しており管理ができないため譲渡するものであり、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。</p> <p>以上、農地法第3条申請について審議をお願い致します。</p>
2番	<p>1番について説明します。場所は県道441号線御岳橋から100mほど濁河方面へ向かった***寺の近く。譲渡人は岐阜市に住んでおり、後継者が無く自宅から遠距離であるため、譲り渡すとのこと。譲受人は知人であり、居住地周辺の申請地を耕作したいとのことであり、問題ありません。</p>
4番	<p>2番について説明します。場所は奥田洞の奥で、譲受人の自宅付近の農地を購入し、畑作を行うとのこと。周辺に影響なく問題ありません。</p>

事務局 3番について担当委員欠席につき、事務局代読します。場所は萩原町山之口です。譲渡人は農地を相続したが、耕作が困難なため譲渡したい。譲受人は譲受人の隣に住むもので隣の農地を譲り受けて耕作に励みたいというものです。

8番 4番について説明します。申請地は萩原の野上地区の\*\*\*\*の西側に隣接しています。譲渡人は遠方に居住しており管理ができないため、譲り渡したい。昨年農振解除申請がされており、問題ありません。

15番 5番について説明します。申請地は御厩野の旧道沿いの\*\*\*食堂付近の水田です。後ほど、5条申請にも上程されますが、申請地を駐車場と田として利用したいとのこと。特に問題ないと思います。

26番 6番について説明します。  
場所は道の駅から300mほど八幡方面へ向かったところです。  
譲渡人は名古屋在住で相続したが、耕作が困難なため、近隣の譲受人に譲り渡すとのこと。譲受人は農林業を生業としており、責任をもって耕作管理をされとの事です。問題ありません。

会 長 状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

会 長 ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第3条許可申請6件について、許可することにご異議ない方の挙手を求めます。

**【挙手全員】**

会 長 ご異議ないものと認め、許可することに決定いたします。

会 長 議題第20号 農地法第4条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。  
議案の6ページをお開きください。

会 長 農地法第4条許可申請1件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。

事務局	<p>議案第20号農地法第4条の規定による許可申請について説明させていただきます。今回の申請内容については、農業用施設用地への転用が1件、面積については田877㎡、畑560.91㎡です。</p> <p>番号1については、申請地を堆肥舎として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。</p> <p>以上、農地法第4条申請について審議をお願い致します。</p>
1番	<p>1番について説明します。申請地は駅から山に向かった申請人が牛を飼っていた場所で、ぶなしめじの廃材を混ぜた堆肥を作るものです。周辺農地は申請人の所有地であり、問題ありません。</p>
会 長	<p>状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第4条許可申請1件について「許可相当」と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。</p>
	<p><b>【挙手全員】</b></p>
会 長	<p>ご異議ないものと認め、「許可相当」と県へ進達いたします。</p>
会 長	<p>議題第21号 農地法第5条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の7～12ページをお開きください。</p>
会 長	<p>農地法第5条許可申請13件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。</p>

事務局

議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。  
今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が9件、店舗棟施設への転用が1件、その他のレジャー施設への転用が1件、鉱工業用用地への転用が2件、面積については田3,864㎡、畑847.91㎡です。

番号1については、申請地を借り受け、一般個人住宅（駐車場）として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われま

す。  
番号2については、申請地を譲り受け、一般個人住宅（住宅敷地）として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われま

す。  
番号3については、申請地を譲り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることから、問題は無いと思われま

事務局

す。  
番号4については、申請地を譲り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、500m以内に北中学校、北こども園があることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われま

す。  
番号5については、申請地を譲り受け、一般個人住宅（進入路）として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、500m以内に下呂総合庁舎があることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われま

す。  
番号6については、申請地を譲り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、500m以内に下呂市役所 竹原出張所があることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることから、問題は無いと思われま

事務局

番号7については、申請地を譲り受け、駐車場（飲食業）として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることから、問題は無いと思われま

す。番号8については、申請地を譲り受け、一般個人住宅（駐車場）として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われま

す。番号9については、申請地を譲り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることから、問題は無いと思われま

事務局

す。番号10については、申請地を譲り受け、一般個人住宅（駐車場）として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、500m以内に乗政診療所、たけはらこども園があることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われま

す。番号11については、申請地を譲り受け、保養施設として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われま

す。番号12については、申請地を譲り受け、建築業資材置場及び作業場として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることから、問題は無いと思われま

事務局

す。番号13については、申請地を譲り受け、建物外装業倉庫及び物置として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われま

す。以上、農地法第5条申請について審議をお願い致します。

1番

1番について説明します。場所は郷石原。譲受人は住宅の近くの駐車場として利用したいとのことです。転用して活用しても周りに影響もありませんし、問題ないと思います。

4番

2番について説明します。4条申請にもありましたが、場所は奥田洞の奥です。砂防ダムを造った時に土砂を積んで法面になったものです。周りへの影響もないため問題ありません。

事務局

3番について説明します。代理で事務局が説明させていただきます。場所は山之口の上之田橋付近、上之田集会場近くです。隣接する農地の承諾は得ており、問題ありません。

8番

4番について説明します。さきほど3条で出てきた土地と一体的な利用を図る土地です。昨年農振除外の申請を出され、除外された農地です。問題ありません。

8番

5番について説明します。場所は萩原北消防署の北西200mの山側です。祖父の土地を孫が譲り受けて、自宅への進入路として利用するものです。昨年農振除外の申請を出され、除外された農地です。問題ありません。

14番

6番について説明します。場所は258号の郵便局を渡った所です。竹原出張所の近くです。隣近所でも問題ないとのことですので、問題ありません。

15番

7番について説明します。先ほど3条でも出ておりました農地の一部です。\*\*\*\*食堂の駐車場が足りないため、昨年、農振除外の申請がされた除外された農地です。問題ありません。

15番

8番について説明します。場所は国道から県道を北へ入って行って川を渡ったところですが、カーポートを作りたいとのこと。昨年、農振除外の申請がされた除外された農地です。問題ありません。

事務局

9番について説明します。担当委員欠席により事務局代読します。場所は上原郵便局より先のところ加子母方面へ行く三差路のすぐ左手、自宅の裏手の田です。息子が父が土地を譲り受けて住宅を建築したい計画です。問題ありません。

17番

10番について説明します。場所はたけはら保育園の隣です。駐車場にしたいということで申請がありました。問題ありません。

19番

11番について説明します。場所は和佐で苗代桜のある場所です。申請地の住宅は誰も住んでいません。保養地として利用したいとのこと。周辺の農地も今後耕作予定です。問題ありません。

23番	1 2 番について説明します。関金山線の菅田小学校から500mほど関方面に向かった交差点付近です。日当たりが悪く湿害が多い農地です。近くには場はないので問題ありません。
26番	1 3 番について説明します。場所は道の駅から700mほど八幡方面へ向かった道路沿いです。各務原市に住んでいる譲渡人は譲受人に10年以上管理をお願いしていましたが、今回譲渡するものです。問題ありません。
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第5条許可申請13件について「許可相当」と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。
会 長	ご異議ないものと認め、「許可相当」と県へ進達いたします。
会 長	議題第22号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について別紙のとおり集積計画案が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第22号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について説明させていただきます。今回は、使用貸借が4件提出されています。  番号1～4はすべて、申請地を新たに貸し付け畑として利用するものです。借受人は全て農畜産公社です。 以上、農用地利用集積計画案の意見決定について審議をお願い致します。
会 長	ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について原案の通り決することにご異議ない方の挙手を求めます。  【挙手全員】
会 長	ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。
会 長	議題第23号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画素案の意見決定について別紙のとおり促進計画素案が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。事務局説明をお願いします。

事務局	<p>議案第23号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画素案の意見決定について説明いたします。</p> <p>農地中間管理事業法に基づき市長より農用地利用促進計画素案の意見照会があったため、農業委員会の意見を求めるものであります。</p> <p>議案のA3の農用地利用促進計画素案をご覧ください。今回は権利設定が5筆提出されています。向かって左部分は土地所有者の情報、右側が新たに権利を受けるとして審議していただく素案となっています。権利設定の借受希望農業者は1名です。</p> <p>次に今後のスケジュールについて説明します。</p> <p>本日の農業委員会で意見決定後、市より農地中間管理機構に対し農用地利用促進計画案を提出し、県で正式に認可され、7月1日から権利設定されることとなります。</p> <p>以上、農用地利用促進計画素案の意見決定について審議をお願い致します。</p>
会 長	<p>ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。</p>
21番	<p>****は何をするのか</p>
事務局	<p>****が大洞で集中して管理したいということで、いくつかの借受希望の中から大洞地区を選んで利用権設定を希望されています。</p>
11番	<p>****は何を作るのか</p>
事務局	<p>えごまです。</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案の意見決定について、原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。</p> <p><b>【挙手全員】</b></p>
会 長	<p>ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。</p>
会 長	<p>議題第24号 農業委員会事務の実施状況等の公表について意見を決定したく提案いたします。事務局説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第24号 農業委員会事務の実施状況等の公表について説明させていただきます。</p> <p>この議案につきましては、農業委員会に関する法律第37条の規定である情報の公表について意見をもとめるものです。農業委員会においては、その運営の透明性を確保するため、農地等の利用の最適化の推進の状況、その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用等により公表することが義務づけられています。</p> <p>なお、この内容で承認をいただいた場合は、5月末まで（案）として公表し、農業者等から意見及び要望等を募集することとなります。月末までに意見がなければ確定版として公表し、意見があった場合は修正して、再び6月総会で決定という流れとなります。</p> <p>では、内容について順に説明します。</p>
会 長	<p>ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。</p>
19番	<p>遊休農地の判断について 教えてほしい。</p>
事務局	<p>草刈り等の自己保全管理は遊休農地にはなりませんので、耕作地として分類しています。遊休農地となるのは、荒れていて機械を入れないと耕作できない農地です。重機を入れないといけない農地は遊休農地は緑区分でなく、黄色区分になります。境が難しいため、下呂市では全て緑区分にしています。</p>
事務局	<p>耕地を復旧させるための補助金があります。遊休農地を何とかしたいという農地があれば、事務局に相談してください。</p>
17番	<p>集積で借りる人が変わった場合の手続きを知りたい。</p>
事務局	<p>担い手の場合、中間管理機構を通してている。担い手から担い手に貸し変えることはできるが、総会で審議が必要です。事務局に相談してください。担い手から担い手以外の人に貸し変える場合は、集積計画を解約して、3条申請が必要です。</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。</p> <p>農業委員会事務の実施状況等の公表について、原案の通り決めるにご異議ない方の挙手を求めます。</p> <p><b>【挙手全員】</b></p>
会 長	<p>ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。</p>
会 長	<p>以上で本日の案件は全て終了となります。その他何かありましたらご意見伺います。</p>

会 長

以上をもちまして、第5回 下呂市農業委員会を閉会します。

16時00分閉会

※総会終了後、農地利用最適化推進会議を行った

本日の会議につき、相違ないことの証に署名する。

下呂市農業委員会

番

番